



医政発0327第26号

平成31年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

内視鏡訓練施設整備事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知の「内視鏡訓練施設整備事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、その一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。

(別添)

内視鏡訓練設備整備事業実施要綱一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>医政発第 0325009 号 平成 17 年 3 月 25 日 一部改正 医政発第 1016003 号 平成 18 年 10 月 16 日 一部改正 医政発 0521 第 3 号 平成 25 年 5 月 21 日 一部改正 <u>医政発 0327 第 26 号</u> <u>平成 31 年 3 月 27 日</u></p> <p>内視鏡訓練設備整備事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練設備を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>厚生労働大臣の認める者とする（但し、都道府県、市町村を除く。）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙</p> <p>医政発第 0325009 号 平成 17 年 3 月 25 日 一部改正 医政発第 1016003 号 平成 18 年 10 月 16 日 一部改正 医政発 0521 第 3 号 平成 25 年 5 月 21 日</p> <p>内視鏡訓練施設整備事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p><u>(1) 設備整備</u></p> <p>厚生労働大臣の認める者とする（但し、都道府県、市町村を除く。）</p> <p><u>(2) 施設整備</u></p> <p><u>厚生労働大臣の認める者とする（但し、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道</u></p>

社会事業協会を除く。)

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練設備を整備する。

4 対象経費

(削除)

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置などの購入費

(削除)

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練施設を整備する。

4 対象経費

(1) 設備整備

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置などの購入費

(2) 施設整備

内視鏡手術の訓練施設に必要な新築・増改築に要する工事費

別紙

医政発第 0325009 号
平成 17 年 3 月 25 日
一部改正 医政発第 1016003 号
平成 18 年 10 月 16 日
一部改正 医政発 0521 第 3 号
平成 25 年 5 月 21 日
一部改正 医政発 0327 第 26 号
平成 31 年 3 月 27 日

内視鏡訓練設備整備事業実施要綱

1 目的

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練設備を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働大臣の認める者とする（但し、都道府県、市町村を除く。）

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練設備を整備する。

4 対象経費

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置などの購入費